

国立市長 殿

(申請者) 住 所
氏 名
連絡先

国立市防犯機器等購入等緊急助成金交付申請書兼請求書

国立市防犯機器等購入等緊急助成金交付要領第 7 条の規定により、下記のとおり国立市防犯機器等購入等緊急助成金の交付を申請します。

なお、助成金の交付が認められた場合には、下記口座への振込みを請求します。

記

購入用品	<input type="checkbox"/> 家庭用防犯カメラ <input type="checkbox"/> カメラ付きインターホン <input type="checkbox"/> 面格子 <input type="checkbox"/> 人感センサー <input type="checkbox"/> 防犯フィルム <input type="checkbox"/> 防犯性能の高い錠や補助錠の取付け又は交換 <input type="checkbox"/> その他、侵入盗被害防止に有用な防犯機器等 ()
購入（設置）年月日	
住所	国立市
所有区分	<input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 集合住宅
購入金額	円
交付申請（請求）額	円

(振込金融機関)

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協	本店 支店
預金種別	普通 ・ 当座	
口座番号		
フリガナ 口座名義		

※口座は、申請者名義のものに限ります。

※裏面の要件をご確認ください。

助成対象要件【申請前に必ずご一読ください】

補助対象となる方

- ・申請時に国立市に住所を有しており、その住所に居住している方

補助対象となる品目（例）

- ・家庭用防犯カメラ
- ・カメラ付きインターホン
- ・面格子
- ・人感センサー
- ・防犯フィルム
- ・防犯性能の高い錠や補助錠の取付け又は交換
- ・その他、侵入盗被害防止に有用な防犯機器等

注意事項

- ・令和 7 年度に国立市防犯機器等購入等緊急助成金の交付を受けた世帯は、対象外です。
- ・ポイントを利用してお支払いいただいた場合、その部分は補助の対象となりません。
- ・カメラ機能の付いている機器等の場合、設置場所・撮影範囲が敷地内であることを確認してください。やむを得ず、敷地外が撮影範囲に入る場合は、近隣住民のプライバシー保護に留意し、撮影範囲内に入る住宅等の使用者の同意があること、画像データについて適正な管理をすること、などを確認してください。
- ・新たに購入・設置する防犯機器等が対象となります。機器の購入に伴う配送料等、機器の交換等に伴う撤去費用・移設費用、リサイクル料、廃棄手数料等は対象外です。
- ・譲受品、個人間での購入品（フリマアプリ等を含む）は対象外です。
- ・専門業者以外が設置又は交換した施工費用等は、対象外です。
- ・リース品や、ホームセキュリティ、通信費・電気代など月額・年額契約の類は対象外です。
- ・自動通話録音機は、侵入盗被害防止目的ではないため対象外です。
- ・防犯ブザー等、携行できる品目、マキビシなどの武器・道具は対象外です。